

市域全域

住宅側から申し立てられた騒音や振動の苦情について、モノづくり企業が実施する建築物、設備等の改善対策に対して補助金を交付する。

モノづくり推進地域（工業地域全域・準工業地域の91%）

市内の工業専用地域とモノづくり推進地域以外の地域で製造業を営む企業が、その工場をモノづくり推進地域へ移転する場合に、**機械設備の移転費用**に対して補助金を交付する。

延床面積500㎡以上の工場を新たに立地（新築・建替・増築・取得）した場合、当該工場にかかる土地及び工場の固定資産税及び都市計画税の一定割合を補助金として交付する。

敷地面積250㎡以上の製造業事業用地を、引き続き製造業の事業用地として売却し、延床面積500㎡以上の工場が新たに新築される場合、もとの土地所有者に対して売買契約金額の3%以内を補助金として交付する。

特別用途地区(工業保全地区)

市内の工業専用地域とモノづくり推進地域以外の地域で製造業を営むモノづくり企業が、その工場を特別用途地区へ移転する場合に、**機械設備と事務所の移転費用**に対して補助金を交付する。

工場を新たに立地（新築・建替・増築・取得）した場合、当該工場にかかる土地及び工場の固定資産税及び都市計画税の一定割合を補助金として交付する。

製造業の事業用地として土地を売却し、工場が新たに新築される場合、もとの土地所有者に対して売買契約金額の3%以内を補助金として交付する。

重点地区

住工共生のまちづくり条例に基づき認定された「住工共生まちづくり協議会」の運営経費に対して補助金を交付する。

工業専用地域

市内の工業専用地域とモノづくり推進地域以外の地域で製造業を営む企業が、その工場を工業専用地域へ移転する場合に、**機械設備の移転費用**に対して補助金を交付する。

延床面積1,000㎡以上の工場を新たに立地（新築・建替・増築・取得）した場合、当該工場にかかる土地及び工場の固定資産税及び都市計画税の一定割合を補助金として交付する。